

第 5 2 回
入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第52回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成20年9月1日（月）17：44～20：04

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 総務省情報通信政策研究所の管理・運営業務（総務省）
- 消防大学校施設の管理・運営業務（総務省）
- 自治大学校の管理・運営業務（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、原専門委員

（情報通信政策研究所）

総務部 横田部長、本田総務課長

（消防大学校）

阿部副校長、宇野庶務課長、寺山庶務課庶務係長

（自治大学校）

庶務課 浅本課長、藤巻会計係長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 52 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省所管の「総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務」、「消防大学校施設の管理・運営業務」、「自治大学校施設の管理・運営業務」の 3 件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。本日は、総務省情報通信政策研究所横田総務部長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず実施要項（案）のこれまでのチェック状況等について事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

○事務局 総務省の情報通信政策研究所の施設の管理・運営業務につきましては、総務省情報通信政策研究所と事務局との間で調整を行ってまいりました。調整の結果は、資料 1－1 の「チェック状況の整理」ということでまとめております。

本実施要項（案）につきましては、8 月中旬より意見募集を実施していただきまして、既に意見募集の手続きも終わっております。事務局からは、以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。次に、総務省から実施要項（案）に対する意見の募集の結果とその対応等について御説明をいただきたいと思います。説明は 5 分程度で恐縮ですが、お願いいたします。

○本田情報通信政策研究所総務課長 私、総務省情報通信政策研究所の総務課長をやっております本田と申します。よろしくお願いいたします。意見募集の結果につきまして、御説明させていただきますと思います。

まず、こちらの意見募集でございますが、8 月 11 日から 8 月 26 日の間でさせていただきました。それで、出てきました意見が一事業者からこちらにありますように 7 件ございます。では、7 件につきまして意見の概要及び当省の考え方、それとまた修正を一部しておりますので修正箇所について御説明したいと思います。

まず実施要項（案）の方でございますけれども、こちらの 9 ページ目の 12 行目のところです。こちらの「運転・監視及び日常点検・保守」というところの（イ）の「業務の条件」、こちらの 1）の「祝祭日等の閉庁日について」でございます。こちらは、事業者の方の意見といたしましては、閉庁日にかかる業務について不明確であり、360 日実施していると明記すべきというふうに意見が出ておりました。

こちらは以前の書き方は、この表になっているものの右側の修正箇所見え消しとなっておりますけれども、この消している部分が前は付いてございました。すなわち、年間における業務を行わない祝祭日等の閉庁日について、ということで、閉庁日においては研修生が在所しているので基本的な業務に変更がないと書かれていたのですが、このように書いてありますと年間における業務を行わないというのはこちらの役所の方の業務がないという意味なのですけれども、委託する業者の方の業務がないという意味に取りかねないという意見だということで、360 日という形に書き換えた方がよいのではないかという意見でございました。

そこで、この御意見を踏まえて明確な記載とするために要項の該当部分を右のように修正いたしました。すなわち、「年間における業務を行わない」を削りまして、「祝祭日等の閉庁日について」、その閉庁日においても研修生が在所しているので基本的に平日と同じ業務を行うということで、委託業者の業務だけを明確にするためにそのように修正をいたしました。

続きまして、2項と3項は同じような話でございまして、2項の方が施設警備、3が点検等及び保守についての話です。こちらは情報開示の部分の資料をまず見ていただくとわかりやすいのですが、情報開示の35ページを見ていただきますと管理・運営業務区分の一覧表がございまして。まずは施設警備の方ですが、施設警備は36ページ目になりますけれども、下の施設警備で①の平日の関係でございまして、こちらは現状は研究所がマルになっております。

続きまして、民間競争入札の方は受託者の方という形で業務が移りますということになっておりますけれども、業者の方からはこのように移っても、次に27ページを見ていただきたいんですけども、こちらに従来の実施に要した経費というところがございまして。この移った部分の事務というのは費用として含まれていますかということを、この施設警備及び点検等・保守というのはそのように区分では研究所から委託者、受託者になっていまして、入っていますかということですので、これは御意見のとおり含まれていますという回答をこの2件でさせていただきたいと思っております。

続きまして、4番目の意見でございまして。こちらは17ページを見ていただきますと、真ん中の「(6) 本業務の実施にあたり必要な資格」とございまして。こちらの「オ」の部分でございまして、「無線局の操作に必要な総務大臣が定める資格」とございまして。こちらは、業者の方から、無線従事者の資格は必要であるのかという意見がきてございまして。これは、基本的には業務で無線機を使用する場合には無線従事者が必要であるという意味でございまして。すなわち、ちょっとこれでは不十分かなということでしたので、当省の方の考えといたしましては明確な記載とするために、この後ろに括弧書きで「業務に従事する際に無線機を使用する場合」という形で修正させていただくことにしました。

次に5番目でございまして。こちらは、様式の3を見ていただきたいと思っております。39ページでございまして。「本業務実施の考え方」とございまして、こちらは「安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること」という質問になっております。業者の方からは、この質問を、包括的管理業務の立場、実施項目に網羅されている業務全般を行う中で、質の向上、コストの削減を行う上で従来の役務業務及びサービスとの違いを示し、目的が達成できるポイントを挙げて説明すること、と具体的にすべきではないかという意見が出ております。

当省の意見といたしましては、このように業者の方が当該意見の内容を記載していただくのは構わない。ただし、当省といたしましては、こちらは事業者の方々それぞれの観点で自由に記載していただきたいと考えておりますので、こちらの質問の方は修正なしという考え方でございまして。

続きまして裏に回りますけれども、第6項の意見でございまして。こちらは様式8、45ページでございまして。「8. 緊急時の体制及び対処方法」とございまして。こちらの質問が、「緊急時（管理・運営業務の実施にあたり想定したとおりの業務実施が困難になる）」、こちらは以前は、(未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること、という質問でございました。

こちらは、業者の方からこの「未知の事故・事象」という意味が緊急時の一般的な想定として、地震、停電、火災、防災、こちらは窃盗、強盗等がございますけれども、異常気象、落雷等のほかに特異な想定としてテロ、破壊活動、外国からの侵入、航空飛行物の落下、いん石落下等が考えられますが、これらすべての想定を意味することでしょうか。

この企画提案の質問に対しての一般的な想定での具体的な項目とすることができないでしょうかというふうに意見が出ております。こちら、事業者の方々がそれぞれ想定されている範囲で記載していただければ結構なのですが、この「未知の」という言葉でこのような特異な想定をされているのではないかと思いますので、ちょっと特異な想定を生じるおそれがある用語ではないかということで、こちらを削除するという形で「未知の」を削る形に修正したいと思っております。

7番目の意見でございますが、特に各設備機器全般の計画数量（単位も含む）、数量（個数）の情報がなく、維持管理の全容把握に苦慮しているという意見がございました。こちらの方は仕様書類を見ていただければその情報が記載されておりますので、御参照くださいという形でこちらの仕様書類の情報を提供したいと思っております。

以上、7件、こちらの意見でございました。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、事務局やただいまの総務省の説明について御質問、御意見のある委員はお願いいたします。

○逢見副主査 意見の中で無線機の使用のことが書かれていましたが、これまではそういうものを使って業務をやっていたんですか。

○本田総務課長 特段、無線機を使ってやってはございません。民間の方であると、お互いに連絡を取り合うために無線を使われたりする可能性があると思うんですけれども、当省は御存じのように無線機とかを監督する省でございますので、そういうものはちゃんと資格を取ってもらってやってもらわないと困りますということになります。

○逢見副主査 特段、必須ということではなくてですね。

○本田総務課長 はい。そうではございません。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 ほかによろしゅうございますか。事務局から何か確認すべきことはございますか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）については、入札監理小委員会としてはこれで了承したものととして実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、総務省におかれましては本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（総務省情報通信政策研究所関係者退室・総務省消防大学校関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「消防大学校施設の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行いま

す。本日は、消防大学校の阿部副校長に御出席いただいておりますので、業務の概要や現在業務を委託している財団との関係、実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。説明は20分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○宇野消防大学校庶務課長 では、庶務課長の私から説明させていただきます。リーフレットはお持ちでしょうか。リーフレットの裏を開いていただくと、消防大学校の「教育訓練の実施状況」がございますので、これに沿って御説明させていただきたいと思います。

消防大学校は、国、都道府県の消防事務に従事する職員及び市町村の消防職員、消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校または消防教育訓練機関に対し、技術的援助を行うことを目的としております。

その教育訓練の実施状況でございますけれども、まずは学科がございます。総合教育、専科教育に分かれております。

1つ目は、消防の上級幹部たるふさわしい人材を養成する幹部科、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる上級幹部科、新任の消防長・消防学校長に対し新任消防長・学校長科、それから消防団の上級幹部に対する消防団長科がございます。

専科教育でございます。警防業務に関する警防科、救助業務に関する救助科、救急業務に関する救急科、予防業務に関する予防科、危険物保安業務に関する危険物科、火災調査業務に関する火災調査科、新任消防学校教育訓練担当職員等に対する新任教科科がございます。

それから、実務講習がございます。緊急消防援助隊教育科と危機管理・防災教育科がございます。緊急消防援助隊教育科は緊急消防援助隊の指揮、支援部隊長等に対する指揮隊長コース、高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対する高度救助コース、それから緊急消防援助隊のNBC災害対応要員や特別高度救助隊の隊長等に対するNBC・特別高度救助コース……。

○小林副主査 恐縮ですけれども、時間も限られておりますので業務の概要については簡単にさせていただいて、財団との関係、実施要項（案）の内容等について御説明いただければと思います。

○宇野庶務課長 では、まずは実施要項を御説明させていただいてよろしいでしょうか。資料の、消防大学校施設の管理・運営業務に関する民間競争入札実施要項（案）についてでございます。

開きまして1ページでございます。まず中ほどに対象施設がございます。本館、第2本館、2ページにいきまして訓練塔、屋内火災防ぎょ訓練棟、寄宿舎がございます。

「業務の対象と業務内容」でございます。

1つ目は「点検等及び保守」でございまして、定期点検等保守につきましては、大学校の建築物及び建築設備について関係法令に基づき義務付けられている定期点検等を行うとともに、異常箇所について適切な保守を行う。

2つ目は、「運転・監視及び日常点検・保守」です。大学校の建築設備について適正な運転、確実な日常点検・保守及び巡回を行い、大学校の行う教育訓練が安全、快適に行われるように校内環境を維持する。

3つ目は「清掃」でございます。大学校の良好な環境衛生と建材の保全に資するため、大学校の指定する日常清掃及び定期清掃を適切な方法により行う。

4つ目は、「警備」でございます。大学校の教職員及び学生の安全確保のため、来校者の入退管理、巡回等、適切な警備を行うとともに、教職員不在時の電話対応等を行う。以上でございます。

続きまして、3ページでございます。中ほどに「定期点検、臨時点検及び保守」というものがございまして、「点検の範囲」は定期点検及び臨時点検の対象部分というのは別記にございますが、ここは省略させていただきます。

それから、「b 保守の範囲」でございますけれども、定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守範囲は下記のとおりでございますが、この点についても省略させていただきます。

続きまして10ページをごらんください。「運転・監視及び日常点検・保守」でございます。この「業務の目的」は、業務は建築設備について中央監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガスの排出の削減を図りつつ、正常で効率的な運転を行うことにより、建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の装置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。以下は省略させていただきます。

続きまして、15ページをごらんください。「エ 清掃」でございます。「業務の目的」としましては、1つ目は「日常清掃業務」でございます。除塵、拭き、ごみの収集等の日常的な作業により、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れを除去することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的としております。

「定期清掃業務」でございます。同じく除塵、拭き、清浄、保護材の塗布等、定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや、汚れの進行度の遅い場所・部位の汚れを除去するとともに、建築物部材を保護することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、整備等の更新時期の延伸に資することを目的としております。以下は、省略させていただきます。

続きまして、17ページをごらんください。「オ 執務環境測定」です。

「業務目的」の1つ目は「空気環境測定」です。本業務は、室内空気室の状態を把握することにより、空気調和設備等の適正な管理による健康被害の発生防止に資することを目的としております。

「照度測定」、本業務は建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに、視作業による作業能率の向上、作業安全の向上に資することを目的としております。以下、省略させていただきます。

18ページをごらんください。「警備」でございます。

「業務目的」としましては、本業務は警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的としております。以下、省略させていただきます。

19ページでございますけれども、「サービスの質の設定」でございます。本業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとしております。

1つ目は、「管理・運營業務の質」でございます。管理・運營業務を通して快適な施設利用を可能とするとともに、大学校が行う教育訓練の円滑な実施を可能とすることです。

1つ目としては、「施設利用者アンケートの満足度」でございます。2つ目としては「教育訓練の中断」で、管理・運營業務の不備に起因する教育訓練の中断がないこと、それから「停電、空調停止及び断水」で、管理・運營業務の不備に起因する停電、空調、停止及び断水がないこと。

それから「事故」で、管理・運營業務に起因する大学校内での人身事故及び物損事故の発生がないことでございます。

それから、「各業務における確保すべき水準」として、整理する要求水準を確保することとしております。なお、実施方法については改善提案を行うことができるとしております。

「共通事項」といたしまして、本施設の機能を維持し、大学校が行う教育訓練に支障を及ぼさないよう、また教職員及び学生にとって、より快適な施設利用ができるよう、建物及び設備等の性能及び状態を常時適正な状態に維持管理する。

維持管理は、予防保全を基本とする。

環境を良好に保ち、教職員及び学生の健康被害を防止する。

建築物が有する性能を維持すること。

劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。

省資源、省エネルギーに努めること。

施設・設備のライフサイクルの延伸に努めること。

建築物等の財産価値の確保を図ること。

環境負荷を低減し、環境汚染等の発生の防止に努めることでございます。点検と保守につきまして、定めております。

21 ページの中ほどでございますけれども、「運転・監視及び日常点検・保守」で、「共通事項」としまして無事故、安全、無公害、高効率な運転を実施し、省エネルギーを図り、良好な環境を維持する。

計画的、合理的で無駄のない運転を行う。

運転前後の点検を隔日に行い、運転状態を常に監視し、異常のあるときは速やかに必要な措置を行う。

電気・機械室の防災設備の監視を行い、異常のあるときには速やかに必要な処置を行う。

各種の軽易な事故処理及び照明電球等の取替え、その他コンセントの関係等の日常的軽易な修繕、部品の取替えを速やかに行う。以上、あとは省略いたします。

22 ページの「清掃」でございます。指定された業務の内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、または汚れを予防することにより、快適な環境を保つこと。

23 ページでございます。中ほどで「執務環境測定」で「空気環境測定」、適切な機材及び方法により室内空気質の状態を測定する。

「照度測定」は、適切な機器及び方法により室内の照度を測定する。

「警備」でございます。施設及び敷地内の秩序及び規則を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災

等の災害の発生を警戒・防止することにより、施設の利用者（教職員及び学生等）の安全かつ円滑な執務環境や確保の保全を図るとともに、安全を守ることを目指し、誠意をもって行うこと。

3つ目として、「創意工夫の発揮可能性」を求めています。

24 ページでございます。「実施期間に関する事項」として、当該業務の実施期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

続きまして、27 ページをごらんください。「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございますけれども、本業務を実施する者の決定は総合評価方式によるものとする。なお、評価は大学校に設置する評価委員会において行うものとする。

「落札者決定にあたっての質の評価項目の設定」については、「必須項目審査」といたしまして「実施体制」、「業務に対する認識」、「現行基準レベルの質の確保の実態」、それから「加点項目審査」といたしまして「業務の質についての提案内容」、「改善提案内容」としております。

「落札者決定にあたっての評価方法」についても述べさせていただいております。実施要項については以上でございます。

財団法人消防科学総合センターがございまして、そこで行っている事業でございますけれども、入校経費については収支を明確にし、地方公共団体の説明責任を果たすという観点から、センターに設けた会計に地方公共団体が納入しておりまして、センターにおいて入校経費に関する事務を処理していただいております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。今、御説明があった財団の入校経費の処理事務というものですけれども、そのほかにはやっている業務というのはないのでしょうか。財団が責任を持って従来やっていた業務というのは、入校経費の処理業務以外にはないのでしょうか。

○宇野庶務課長 ないです。

○小林副主査 では、ただいまの説明について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○佐藤専門委員 従来の財団法人消防科学総合センターを通じての業務の処理とか発注の流れのことで伺いたいんですけれども、この資料だけではちょっとわかりにくかったんですが、従来は総務省消防大学校の方から財団法人消防科学総合センターに対して特命随意契約で契約金額がゼロ円という形で業務が発注されていて、その業務というのは入校経費の出納及び経理事務という会計回りのお仕事に限られていたんですか。

それともそれ以外に、この消防大学校というのは施設の概要を拝見していると本館と訓練棟と寮と、施設的には性格が 3 種類くらいあるようにお見受けするんです。それで、この本館とか訓練棟とか寮とかの清掃なり維持管理、運営ということについては、消防大学校から財団に対して従来業務は委託されていたんでしょうか。

○宇野庶務課長 その点については委託されておられません。

○佐藤専門委員 委託されていないということですね。それで、これは事務局から事前の打合せで御指摘があったと思うのですが、言ってみれば従来の財団への仕事のやらせ方というのは入校者で

ある消防職員の方が所属する地方公共団体からの入校経費というものの、わかりやすく言えばこの消防大学の施設の利用料金というような形で地方公共団体から徴収して、それで財団が従来寮生活の運営に関する業務などという形で発注していた業者さんに対して、要するに総務省から委託を受けていた仕事を従来の業者に対して発注して、そこで入校経費を支払いの元手として業者さんにお金を払っていたという形だと思うんです。要するに、入校経費を施設の維持管理・運営の原資とする完全独立採算性で回してくださいという形の発注で、それが財政法 14 条に違反しているのではないかという指摘が事務局の方からあった。

それで、今回これが市場化テストに出てきたということは、入校者の所属する地方公共団体から従来徴収していた入校費というのは国の歳入として立てた上で、それはそれで一方でそういう処理をして、それから今度は財団が国から委託を受けて、従来の関係業者に対して所要経費として払っていた部分については、その部分について入札を実施して、一番安い対価で一番いいサービスを提供してくれる業者を選んでそこに発注するという形で、歳出を一番抑えた形の仕組みという部分で、多分それがそういう形には働いていなくて、財団の収入として立てた入校経費から業者に対して委託した費用を払っていたという形だと思うんです。

それで、今回市場化テストに出てきた業務の範囲をお聞きしたいんですけども、どうもこの実施要項を読んでもわからないのうんと端的な質問を差し上げますが、この市場化テストで落札者を決定して、総務省の方からこれは直接落札者に対して業務を委託するという形になるわけですね。それで、当然そのやった業務の対価も払うという形になりますね。この市場化テストで今回この消防大学の業務を出した後も従来と同じ仕組みで残る発注方法、業務というのはあるんですか、ないんですか。

○宇野庶務課長 従来の方法としてはないと思います。

○佐藤専門委員 要するに、入校費用も地方公共団体から徴収して、それを財団経由で業者さんにお支払いするという形の業務というのはもう残らないんですね。

○宇野庶務課長 消耗品等の購入については、地方公共団体の負担において購入していただくというのはあります。

○佐藤専門委員 事務局からの御指摘で、多分、寮の清掃業務と寮のボイラーの運転・監視、日常点検・保守業務というのは、今回の市場化テストの業務の範囲として広げていただいたと理解しているんですけども、今の寮の清掃業務、ボイラーの運転・監視、日常点検・保守という、その追加していただいた業務以外に、従来の方法でこの市場化テスト実施後も従来の財団が入校経費を収入として直接立てて、それを今、言った以外の業務のところで従来と同じ方法で支払うというような形で残るような業務というのはあるんですか。

実施要項ではよくわからないんですけども、例えば本館の清掃業務というのはどうなるんですか。市場化テストには含まれているんですか。

○宇野庶務課長 含まれております。

○佐藤専門委員 消防大学の施設の管理・運営業務という形で市場化テストに出していただくというときに、それはもう本館も訓練棟も寮もすべて一切合切という理解でよろしいんですか。

○宇野庶務課長 そのとおりでございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○原専門委員 今のことに関わるんですが、そもそも施設の運営・管理業務もしくは運営・管理の予算のうち、今回ここに出てきているのは何%くらいになるわけですか。100%ということでしょうか。

○宇野庶務課長 そうです。

○原専門委員 では、これ以外には施設の運営・管理業務に関しては、費用はかかっているということなんですね。わかりました。

もう一点なのですが、この資料の中で今回出てきたものに関する詳細はよくわかったんですけども、これ以外にほかに切り出す候補というか、市場化テストに切り出すべき検討に挙げたものというのは何かあったんですか。

○宇野庶務課長 考えられるものは、一応今回対象にしたと思っているんですけども。

○原専門委員 もう一つお聞きしたいのが評価です。19 ページで、アンケートの満足度として「普通」以上の評価が 70%以上を占めることということは、「普通」以上ですから単純に言って不満足が 30%弱あってもいいということにもなるんですけども、ちょっと低いのではないかという気はしたんですが、これは何か従来こういうことをされていたんですか。

○宇野庶務課長 学生からアンケートを取っておりまして、意見等の実績として2割から3割というものの実績がございましたので、この程度でよろしいのではないかと考えてみました。

○原専門委員 わかりました。

○逢見副主査 管理・運営業務で考えられるものはすべて出したということですね。例えば寮がありますけれども、寮でシーツの交換とか、そういう業務があると思います。それは今回は出ていないんですけども、それはどこがやっているんですか。

○宇野庶務課長 地方公共団体の負担で寝具を借り上げております。学生が入校する度に、業者から寝具の借上げをするということでございます。

○逢見副主査 交換業務はその業者がやるんですか。

○宇野庶務課長 業者には運んできてもらうんです。

○逢見副主査 交換は自分でやっているんですか。

○宇野庶務課長 そうです。そこに置いておきますので、各自で持っていくということです。

○逢見副主査 あとは、植栽などの管理はやらないんですか。

○宇野庶務課長 現状は不定期で除草等をやっております。

○逢見副主査 それはどこがやっているんですか。消防大学が自らやっているんですか。

○宇野庶務課長 業者に出しております。

○逢見副主査 そうなのは管理業務には入らないんですか。

○宇野庶務課長 今回は不定期だったものですから対象にはしておりませんが、対象業務とすることも検討していきたいと思います。

○逢見副主査 3年間委託するんだから、不定期とはいえ定期的にやらなければいけない管理業務

は出てきますよね。見た感じ、これだけで全部かなという印象を持ったものですから、ほかにはないのでしょうか。

寮生の入寮、退寮の管理は大学校が自らやるんですか。

○宇野庶務課長 はい。

○逢見副主査 食堂はどうしているんですか。

○宇野庶務課長 その都度、学生に負担していただいております。

○逢見副主査 負担ではなくて、提供する業務は民間業者ですか。

○宇野庶務課長 はい。

○逢見副主査 そこはどういう契約になっているんですか。

○宇野庶務課長 消防大学校が施設の使用許可をいたしまして、民間業者がそこで食堂営業をいたしまして、学生がその都度食券を購入して運営するという方法をとっております。

○逢見副主査 それは、大学校から委託費を支払うことは一切ないんですか。

○宇野庶務課長 ないです。

○佐藤専門委員 私の質問に対する回答と今の逢見委員に対する回答とが、全く私の頭の中ではつながらないんです。つまり、寮のシーツとか寝具の交換業務は自治体の負担でとおっしゃったから、そうすると自治体が払った入校費から財団経由でリネンなり何なり、そういう寝具の業者に対してお金が流れているということだとすると、従来財団経由で発注していた方法の業務がまだ残っているということですよ。

それから、今の寮生の食事の話にしても、そういう食事の業務については財団が業者に対して発注して、その費用については自治体から徴収した入校費からお支払いになっているという御説明だったんですね。

そうだとすると、実施要項は幾ら見ても市場化テストに出す業務しか書いていないわけだから、従来の発注のルートで残す業務というのは、現状どういう財団法人から業者に対してどういった業務が発注されているのかというリストが全部出てこない、今回市場化テストで切り取った部分というのがどれぐらいかわからないですね。

それで、先ほど原委員の方からも経費の部分で、これは 100%ですというお答えがあって、それをどういうふうに受け止めるのかはわからないんですが、原委員の御質問に対して皆、委員の側で持っている問題意識は一緒で、要するに従来方式の財団経由で発注する業務というのがこの市場化テスト実施後まで残るんですかというのが最初の私の質問で、それと形を変えてほかの委員が同じ質問を差し上げているんです。

それに対する私の質問に対する答えと、原委員の質問に対するお答えと、逢見委員に対するお答えとがばらばらで全然理解ができないんですけれども、そこら辺はもう一度御説明をお願いします。

○阿部消防大学校副校長 私も消防大学校で2年目なんですけれども、来年で 50 年の歴史を消防大学校は持っております、昭和 34 年からやっているわけです。

それで、消防の施設、この大学校に限らずいろいろな施設の運営管理があるんですけれども、詳細は私も余り正直言って存じていないんですが、その当時、30 年代から地方の方が自分の研修費を

自分のところで持って学校を運営するという形が続いてきていまして、現在残ると言った意味は、例えば原発のオフサイトセンターなどが茨城にあるんですけども、消防職員の幹部職員が来て原発で起きた災害施設を学生さんが見ておくことでそういう勉強をするということを実際にやるわけです。それで、そのオフサイトセンターに行くにはバスを借りて費用が要りますね。科目によって違うんですけども、そういう費用を本当は国がやるべきだという考えもあるかもわからないのですが、その科に応じて価格を設定しておいて、その研修の費用として持ってもらう。

あるいは、救急隊員であれば救命処置で今、除細動ですとか、あるいは気管内送管の資格も合わせて取るような講習になっておりましても、その研修をやるには実際の点滴だとか、医療と同じものを使うわけです。そうすると、そのものを全部消耗品として国が負担するわけにはいかないんで、入校費としていただいてそれを購入し、その資材をもって点滴とか、そういう研修をしていただいて研修を行っているのが実情です。

ですから、清掃とかそういったものは、本来は国がやるべきだったかもしれないんですけども、今回いろいろな見直しの中でそういうものはできるだけそういうふうにして、その入校経費としても受益者負担といいますか、地方の方のお金を地方の方というやり方が続いているものですから、その形の中で最低限度の形で残るという意味です。

○佐藤専門委員 今の副校長の御発言の御趣旨は、全体としてどういうふうを受け止めていいのかちょっと困惑しているんです。

というのは、総務省なので釈迦に説法ですけども、これが地方自治体の発注案件であれば公の施設という地方自治法 244 条に書いてある制度があつて、そこに指定管理者という制度があつて、利用料金制という制度を取ることができるわけですね。それで、公の施設という形で設置した場合にも、利用料金制ではなくて使用料という形にした場合には、それは公金、公のお金であつて、それを指定管理者と民間事業者に委託した場合、そのお金を取り扱う場合には私人の公金取扱制限という地方自治法上の規制に服するわけですね。

それで、国の案件なので会計法の下で完全独立採算の利用料金制に相当するようなことをおやりになることの法令上の根拠は大丈夫ですかということを事務局から御指摘申し上げて、そのところは会計法の問題なので本来財務省にお聞きいただかなければいけない部分だと思うんです。

それで、今回のこの市場化テストに出しているという趣旨から言うと、まず入校経費のレベル設定というのは財団の方で完全に自由に料金設定ができるのかどうかという部分もどういうふうな規律が働いているのかわからないですし、それから業者に対して委託して財団の方から今度はその支払いの原資は入校費という形で地方公共団体が負担されているものだという部分について、要するに国が負担せずに地方公共団体が負担することについて、何となく情緒的にはわかります。

わかるんですけども、では今度この案件が市場化テストに乗ってきたということは、全体として国の支出を一番減らしましょうという部分なわけですね。それで、どの範囲で市場化テストの業務範囲に含めるかによって、今度は消防大学校、総務省の方が従来財団が委託されていた業者さん、これが今度入札に参加してきた。別に財団が応募されるわけではないと理解していますから、従来財団の応募先が今回この入札に参加してきて総務省から直接に支払いを受ける。そういう契約の発

注の仕組みに変更が起こるわけです。

それで、その心は結局一番仕事をやってくれる業者さんに対する支払いについては一応総合評価の競争入札という形でサービスの質と、それから支払金額のレベルですね。それを競争にさらしましょうという部分でこの市場化テストという制度が導入されているわけですから、委員が先ほどから繰り返し聞いているのは、その市場化テストの競争の仕組みの中で出す業務は多ければ多いほど国の支出は、要するに市場原理で価格が決まるという形になるんじゃないんですかということを申し上げているわけです。

だから、この市場化テストで今回業務を発注された後にも、従来のような形で財団経由の発注という仕事が残ってしまうのであれば、その部分についてももっと効率化する。市場化テストに出すことによって効率化できませんかということを、先ほどから委員は繰り返し、繰り返しいろいろな質問でお聞きしているんです。

それで、従来からおやりになってきたことについて、その部分が財政法の問題も含めて、国の会計法の体系の中で昭和 30 年代からずっとやってこられた事実が積み重なることによってそのままオーソライズされるという考え方がもしあるんだとしたら、それは多分市場化テストという法律を入れた趣旨には合っていないということだと思います。

○阿部副校長 基本的に今、私たちがさっきのいろいろな資材を購入するのは、1,500 人以上入っている学生が所属する地方公共団体が個々に契約を結んで購入すれば、自分たちのお金で自分たちのものですから構わないと思うんですけれども。決して効率化を防ぐとか、そういう話ではないです。

ただ、御指摘の点で、さっきのシーツの問題ですとか、一括してやった方がいいものが更にあるでしょうから、それをこれから含めて前向きに検討させていただきたいと思います。

ただ、本質的な問題としてさっきの機材をどうやった形で、今後市場化テストの意義を踏まえながら消防大学校として購入していけばいいのかという問題は、私たちもこれをやるに当たって確かにあるんです。ですから、地方公共団体から委任を受けて、それを明確にした形で執行していくのがいいのか。あるいは、どこかのところに加えてやるのがいいのかというのは検討中だとは思いますが、実態は私も余り詳しくないものですから、お話をストレートにした形ではそういう内容でございます。

○小林副主査 入校経費という形でおとりになっているところに、消耗品だとか、いろいろなものが含まれているわけですね。その中で、例えば 68 ページで業務内容が出ているわけですが、現状と民間競争入札にしたときにこれだけの今、出している業務なんですが、年間契約業者というふうにお書きになっているのですが、ここは財団が契約した業者のことを年間契約業者とおっしゃっているのでしょうか。

○寺山消防大学校庶務課係長 この部分は、消防大学校が直接発注しているところ、個々の契約において入札で落札したところを年間契約業者と呼んでおります。ですから、それぞれ契約を結んで、年間契約保守なり、清掃なり、警備なりを行っているものを年間契約業者としてマルをしているところなんです。

○小林副主査 そうすると、入校経費として財団が経理をしている部分というのが、結局それについて消防大学校が個々の業者と契約してやっているという理解でいいですか。

○寺山係長 ここは、国の予算に絡む部分だけを入れております。

○小林副主査 そうすると、先ほどの食堂とか、シーツの交換とかといったところは消防大学校が、食堂は施設の利用許可をするとしても、それに関わる経費部分については関与しているんですか、いないんですか。

○宇野庶務課長 光熱水料等は負担しておりますけれども、その他の経費については全く負担しておりません。

○小林副主査 すごく私も混乱してきて、入校経費の中でそれがインプットだとして、それで賄ってアウトプットになっている部分というので、その中で消防大学校と、それから経理をやっている財団との間でどういうふうに関割分担がされているのか、よくわからないんですけれども、その辺をもうちょっとクリアにしていただけませんか。

○宇野庶務課長 入校経費は地方公共団体からの納入金でございますので、地方公共団体が個々に事業発注とかというのは実務的に無理でございますので、経理業務等については地方公共団体の代表として消防科学総合センターに依頼しているわけでございます。

それで、例えば先ほど言った寝具の借上げにつきましては個々の学生、地方公共団体が個々にやるのは実務的に無理でございますので、消防大学校が代理として業者にこのくらいの数が必要だということを依頼すると同時に、これは地方公共団体の負担としておりますので、消防科学総合センターからの支払いになっているということでございます。

○原専門委員 では、ちょっと整理させていただくと、消防大学校の管理・運営業務のうち、別添3に出ているのは国の予算でやっているものがこれだけであって、これ以外にも管理・運営業務があるわけですね。それは自治体の負担でやっているという理解でいいわけですか。

○宇野庶務課長 今回の市場化テストにおきましては、寮の清掃等も対象にさせていただいておりますので、施設の運営・管理については、先ほど植栽ということがございましたけれども、ほぼこの業務の中で対象とさせていただいていると考えております。

○原専門委員 でも、これは国の予算が出ている部分ということですね。

○宇野庶務課長 寮の清掃などについては、従来は消防科学総合センターから支払われていたところはございますけれども、今回消防大学校の国費の部分として対象としています。

○原専門委員 そうすると、自治体から集めている分では施設の運営・管理に充てているものは一切ないということなんですか。

○宇野庶務課長 はい。

○原専門委員 そうすると、入校経費というのは何に充てているんですか。

○宇野庶務課長 光熱水料とか消耗品等の購入に充てております。

○原専門委員 では、その運営・管理業務になるか、そうでないかでそこを切り分けているというやり方になっているわけですか。

○宇野庶務課長 はい。

○原専門委員　そこで、その消耗品とかは何を買うべきかというジャッジはどこがやっているんですか。

○宇野庶務課長　基本的には学生が個々にできればいいのでございますけれども、それは無理でございますので、学生の意向を踏んだ上で消防大学校が代理としてやらせていただいております。

○原専門委員　では、財団ではなくて消防大学校がそのジャッジをやっている。だけど、実際に買ったるときは財団が手続きをしていると。

○宇野庶務課長　はい。

○逢見副主査　すみませんが、まだちょっとクリアになっていないところがあって、別添3の受託者にマルを付けているところについては、65ページに注記事項で「対象業務については、全部委託であったため大学校では直接実施していないが」ということで、ここで言うと消防大学校の庶務課が従来は現状の年間契約業者と全部委託契約を結んでいたということなんですか。

○宇野庶務課長　そうでございます。

○逢見副主査　それで、その場合の支払いはすべて国の経費だったということなんですね。そこには財団のお金は入っていなかったということですね。

○宇野庶務課長　入っておりません。

○小林副主査　ということは、62ページの委託費の内容の中は、これは全部国費だったということですね。

○宇野庶務課長　そうでございます。

○小林副主査　そうすると、財団がやっている業務というのは結局、消耗品を購入したりしたときに契約自体は大学校がやるけれども、その支払いは財団がやっていたという理解でいいですか。

○寺山係長　すみませんが、ちょっと誤解があるみたいなので説明させていただきます。

現状の区分のところなんですけれども、いろいろと事務局とやり取りをさせていただき、寮の清掃やボイラーについては今まで入校経費でやっておりましたが、今回この市場化テストにかかることによりまして、施設の管理・運営に係る部門について入校経費で負担するということが適切でないという判断をいたしまして、その部分について市場化テストに乗る21年度から寮のボイラー等の設備監視や清掃についても国の方で一括でやるという整理をさせていただきましたので、20年度まではまだ入校経費の分が残っているんですけれども、今回の市場化テストをかけることによって設備の管理・運営に関する部分については入校経費から支出がなくなるということになります。

21年度、この市場化テスト実施の中に、寮の清掃やボイラーの運転等の設備監視業務を入れたことによって、そういった施設に絡む管理・運営という業務に関してはすべて国費で負担しますので、この市場化テストにかけるということになります。

○逢見副主査　そうすると、21年度以降は入寮経費として取るものは消耗品費だけということですか。

○寺山係長　消耗品等、外部の研修なのでいろいろ研修費がかかかるので、そういったものについては個々の学生が負担すべきものですので、そういったものは入校経費として残りますけれども、あくまでも施設管理に係る部分については入校経費には残らないことになります。

○原専門委員 今回の最後の御説明で少しすっきりしたんですけれども、あとの問題は入校経費の部分で、ちょっとこれは中身がよくわからないのであれですが、先ほど佐藤委員がおっしゃったようにもっと効率化できる部分はないか。この仕組みに乗るものはないかというところがまだ見えないんです。今おっしゃったように、少なくとも幾つかは乗せられたわけなので、ほかにそういう可能性はないのかどうか。その辺がクリアになるともっとすっきりするんですけれども。

○逢見副主査 例えば、さっき言った寝具の交換などは、要するに業者というのはいわゆる貸し布団屋さんみたいなところに今度は何人入寮しますということを言って、寮生が1泊幾らみたいなものを払う中でそういう経費を全部負担しているということですか。

○宇野庶務課長 そうです。

○逢見副主査 そこはもうちょっと何かやりようがあるような感じもするけれども。

○宇野庶務課長 地方公共団体の負担としていただく経費としても適当な経費かとは思っておりますけれども。

○逢見副主査 植栽はどうですか。

○宇野庶務課長 先ほど申しましたとおり、不定期でやっていたところがございますけれども、今回のこともありますので検討したいと思います。

○小林副主査 しつこいようですけれども、もっと一体として出せないかというようなことを思うんです。例えば、シーツの交換業務などもやはり居室の中でやるわけですし、いろいろ清掃とか、管理の中での業務だと思うので、寝具の賃料自体は自治体が負うのは当然かもしれませんが、その一体としての管理・運営業務の中に入れてもいいんじゃないかと思います。

○宇野庶務課長 寝具は賃料を支払っておりませんので。

○小林副主査 賃料自体は実質的にはそうですよね。だから、交換するのは寮生に自主的にやってもらうと。

○宇野庶務課長 業者が持ち込んだものをということですね。

○小林副主査 では、植栽については一体として考えたいということですね。

○宇野庶務課長 はい。

○小林副主査 そろそろ時間なんですけど、ほかにございますか。

○佐藤専門委員 くどいんですけれども、例えば寮生の方のお食事というのは今後どうなるんですか。

○宇野庶務課長 基本的には今の方式で。

○佐藤専門委員 今の方式というのはどういうことでしたか。

○宇野庶務課長 民間業者が消防大学校の施設の使用許可を得まして、光熱水料等は消防大学校の方で負担しておりますけれども、いわゆる食材等の購入経費については民間事業者が負担しております、その分、学生がその都度1食幾らという購入をしているという方法でございます。

○佐藤専門委員 その都度ですか。

○宇野庶務課長 その都度払いです。

○阿部副校長 この辺は、地方公共団体が学生さんの昼飯代を持ってくれるかというところがあり

まして、今は自分で払えという内容でございますので、入校経費の中で取ることが、昔のように全寮で全部市町村が出してくれればいいんですけども、今は自分の食事代は自分で出すという内容ですので、そのサービスを提供する最低限のものを我々は用意して、私たちもそうですけれども、学生さんが自分のお金で昼食をとる。朝も夕方もあるものですから、そんな形をとらせていただいております。

ですから、表へ出るときは、ちょっと今日は食べられませんというような表示をしながら学生さんのお金によって、学生さんの希望どおりになるようなところを整えているわけですけども、そんな事情が入校費との関係ではございます。

○佐藤専門委員 そうすると、今回市場化テストの業務範囲にお出しになっている業務というのは、入校経費の形で地方公共団体に支払い原資を転嫁している、その業務に関して市場化テストに出しておられるという理解になるんですか。

例えば、今の寮生の方のお食事の話であれば、それは地方公共団体が負担していないから、その財団がどこにその業務を発注するか。給食の業務についてどこに発注するかについては、今回市場化テストという仕組みのところに移す業務の範囲に入れていないという整理になるわけですか。

○宇野庶務課長 そうでございます。

○寺山係長 食堂に関してですけども、食堂に関してはそもそも要は施設の利用許可を出していますので、逆に食堂の方が施設の利用料金を国の方に納めた上で、そこで経営をしているという状況でございます。

ですから、消防大学校から食堂を経営するという委託契約を結んでいるのではなくて、あくまでもここに食堂があるけれども経営してみないかという提案を受けて、その中で選定をして、そこで開業する業者というのは施設の国有財産の使用になりますので、その使用料金を歳入として支払った上で、経営しているという状況でございます。それを受けて、個々の食事については学生なり職員は個々に支払っているという状況でございますので、あくまでも消防大学校という国有財産の中で食堂を経営しているという形でございます。

○佐藤専門委員 従来の食堂経営をしている業者の選定というのはどこがやっているんですか。

○寺山係長 消防大学校の方で食堂選定委員会を立ち上げて選定を行っております。

○佐藤専門委員 その選定には財団は全く関与していないんですか。

○寺山係長 絡んでいないです。

○小林副主査 でも、そうであればその食堂をその自治体の方が利用するわけですよね。施設の中の一体だとおっしゃっているから、その部分も提案というものを受けて市場化に出しても問題はないんじゃないですか。

○寺山係長 私の認識で言いますと、あくまでも食堂はその場を借りて経営する。例えば、売店もあるんですけども、売店にも経営する場所を提供しているので、施設の管理・運営の中の食堂というのはちょっと違うんじゃないか。それが私の認識です。

まして、食堂をここで経営してくださいということで委託料は国の方から一切流れませんので、そういった意味で混ぜづらいという形になるのではないかと。あくまでも食堂を経営することによっ

て、逆に国にお金を払ってそこで経営をしているわけですから、そういった意味で体系的に違うかなという認識はあるんですけども。

○佐藤専門委員 使用料はどうせ国が決めて、まさか使用料を幾ら払いますかという部分を入札で価格競争するわけではないでしょうから、そういう意味ではいいんだと思うんですけども、そうになると多分これはサービスの質の話のところにはしかいかないと思うんです。

つまり、300 円ならば 300 円取ってどういった内容の食事が提供できるか。使用料はこれだけです。それで、業者としてどういった内容のメニュー、献立が提供できるんですかというようなところで、この施設のエンドユーザーである入寮生ですか、入校生の方々に対するサービスの提供という考え方をすると、そこでそういった業務も市場化テストの範囲に入れば競争が働くという話だと思えます。

多分、総合評価方式というのはサービスの質を比べるという部分が比較的新しい考え方だと思うので、そこら辺はいろいろ議論があると思うんですけども、給食業務を今回市場化テストの業務の範囲に入れるとしたら、それは国としてその支出はどうせ委託料という形であるわけではないし、逆に使用料を徴収して場所代を取って場所貸ししているだけの話だというところをえ方をしてしまうとそれ以上議論が進まなくなってしまうんですけども、市場化テストでは総合評価方式ということでサービスの質も問題にするというところの考え方を入れると、それを業務として今回の業務発注の範囲に含めるという考え方も出てくると思えます。そこら辺が、ちょっと議論がかみ合っていない根本だと思います。

○小林副主査 今、佐藤委員に言っていたとおりなんですけれども、一体の業務としてどこまで出せるのか。それで、そのサービスの質というものと効率性というものがどういうふうに追求できるのかといったところで実施要項のつくり込みをしていただかないと、市場化テストの本来の趣旨を達成するような形にはならないと思うんです。従来業務でこういうふうにやっていたという現行の業務の内容というか、やり方というものが先にあって、市場化ということで民間競争入札に出さなければいけないといったところで、その中でどういうふうに出せるのかというふうにお考えになっているというような感想を持つわけです。

だから、一体としての業務の中でサービスの質をどう高めていくのか、あるいは効率性をどう高めていくのかといったところでもう少し検討をしていただく必要があるのかなという感想ですけども、時間になりましたので本日の審議はここまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべきところはございますか。

○事務局 それでは、本日の御指摘を踏まえまして修正をしていただきました上で、もう一度審議を行っていきたいと思っております。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、総務省におかれましては本日の審議を踏まえて事務局とも調整の上、実施要項（案）の修正をお願いいたします。その後、各委員で修正案について確認させていただき、もう一度審議を行って、それで詰めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら

事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(総務省消防大学校関係者退室・総務省自治大学校関係者入室)

○小林副主査 では、続きまして「自治大学校施設の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本来であれば、部長級以上の方に御出席いただいて審議を行うところですが、本日は御出席いただけないということで、やむを得ず浅本庶務課長の御出席で実施することといたしました。

それでは、業務の概要や現在業務を委託している財団との関係、実施要項（案）の内容等について 20 分程度で御説明をお願いいたします。

○浅本自治大学校庶務課長 自治大学校庶務課長の浅本でございます。

本日は、私どもの校長が二橋官房副長官との面談がございまして出席できないということでございました。

また、副校長でございますが、私どもの副校長は今、政治資金適正化委員会の事務局長をやっております、ほとんどそちらの方が業務ということで、御承知のとおり今、政治資金で事務所費問題等が出ておりますので、国会の方の議員さん対応で忙しくて出ることができませんということでございます。大変恐縮ではございますが、私の方から説明させていただきます。

まず、「自治大学校の概要」でございますが、御承知のとおり地方公務員に対する高度の研修を行う中央研修機関という位置付けになっております。地方にも研修機関というのはたくさんございますが、高度な研修を行うには、やはり東京でないとなかなか先生方が来られないということで、著名な先生方が来ていただける東京に地方から集まっていただいて高度の研修を行うということが第 1 の私どもの役割となっております。

また、今、申し上げましたとおり、地方におきます職員研修機関の方のセンターとしての役割、中央機関としての役割も担っているところでございます。

また、地方自治に関する調査研究機関ということで、地方自治に関する調査研究等も行われております。

また、国際的な J I C A との連携で、若干開発が遅れているようなところの地方公務員や国家公務員の方々を自治大学校へ 1 か月くらい置いて地方自治の勉強を行ったりもしているところでございます。

「沿革」でございますが、昭和 28 年に自治大学校設置法が施行されまして、28 年 10 月に自治大学校が開校しております。その間いろいろなところを間借りしながら行っていたのですが、ようやく昭和 36 年に麻布校舎というのが完成をしたところでございます。それから、総務省が発足しました関係で総務省の施設等機関になった。

御承知のとおり昭和 62 年、63 年に 1 省庁 1 機関、都心から離れろと首相から言われたわけですが、それに伴いまして旧自治省だったのですが、自治省で都心にあるものは本省と自治大学校しかございませんでしたもので、本省をどこかに行かせるというわけにはいかないもので自治

大学校さんはどこかに行ってくれということで立川の方に校舎をつくったわけでございます。それで、平成 15 年 4 月に立川校が開校したところでございます。総務省の設置法についてはこちらの方に書いてあるとおりでございますので、省略させていただきます。

次のページでございます。私どもの「組織及び定員」でございますが、定数 14 です。

すみません。実員 14 になっておりますが、ちょっと前に研究部が 3 名から 2 名、本省の方に引き抜かれましたもので、今、実員は 13 名、研究部が 2 名ということで、13 名でやっております。それから、先ほども申し上げましたとおり副校長というのは本省の方でほとんど勤務しておりまして、1 週間に 1 回来られるか来られないか、何か行事があるときだけ来ていただいているというのが実績で、実際は 12 人でここを運営しているところでございます。

それから、一番大きな「研修事業」でございます。こちらは一つずつ言っても長くなりますので省略させていただきますが、約 1,000 人の方たちがこの自治大学校で研修を受けて帰っておられるところでございます。900 名くらいだったのですが、今年については 1,000 名を超える見通しでございます。一番長いコースとして約 6 か月のコースが年に 2 回ございます。それから、3 か月のコースというのもございます。それから、幹部の方にはずっとは無理なので幹部の方たちを養成する 3 週間、また 1・2 部特別という女性だけのコース、これも e ラーニング等通信研修を行ってそれに合格した人たちが 3 週間、皆で集まって研修する。これは、女性はなかなか家庭を持っていると出にくいということなので、そういうコースも用意させていただいているところでございます。

それから、今年から始めました第 3 部の新時代・地域経営コースというコースは、今年は 80 人の計画だったのですが、7 月に終わりました、実績として 108 名の方たちが来ていただいたところでございます。これは、現実的な破綻法とか NPM とか PFI とか公会計システムとか、またそれら近々の課題に直接すぐに必要なもの、もしくは地域の活性化といいますか、地域力の創造という分野も含めた感じで、3 週間という短いコースでございますが、行ったところでございます。

あとは専門研修ということで、税務と研修と監査ということで専門的な研修も行っているところでございます。

それから、次のページにいきますと書いてあるものを読んでいただければと思います。実践的でハイレベルな研修内容をやっておりますとか、時代のニーズに対応できる研修カリキュラムを行っていますとか、研修内容の見直しの継続的实施を行っておりますとか、これは当然のことでございますが、行っているところでございます。

次のページが「調査研究事業」ということで、先ほども若干触れたのでございますが、地方自治に関する調査研究、または地方公務員研修の内容とか方法についての調査研修を今年も全市町村、全都道府県に研修内容を細かにつぶさに調査するというので全市町村、全団体に調査票を投げて今、回答をいただいているところでございます。したがって、それらを受けて技術的な援助とかを行っていければと思っております。先ほども申し上げましたように JICA、国際協力機関が毎年 1 回実施しております開発途上国の地方行政関係公務員の研修、約 1 か月半でございますが、こういうことの協力を行っております。今まででも 44 回、65 か国から 497 名の者が参加しているところでございます。

また、諸外国からかなりの数の随時個別研修を行っております。この間、中国の首席が来られたときも 50 名の若い公務員たちがこちらの方に見学させてくれということで、見学をしながら概要説明を行ったところでございます。

また、アジア・太平洋地域における経済社会開発の促進と行政政策の向上を目的とする国際組織、E R O P A と言っておりますが、こちらの方の国家会員として私ども自治大学校が加盟しております、自治大学校がその窓口となっているところでございます。平成 7 年に E R O P A の東京総会を開催したところで、今度必ずやってくれという文章を会長からいただいているところですが、予算の都合もございますので、今年はフィリピンで行われ、来年は韓国で行われることが決まっておりますので、その次ということで打診を受けているところでございます。

それから、E R O P A の中の組織の一つとして地方行政センターということで、これは E R O P A の中の代表として自治大学校校長が任命されているところでございます。以上、簡単ですが、概要を説明させていただきました。

それでは、自治大学校の寮と財団法人自治研修協会の関係についてお話をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、昭和 28 年に設置法ができて、28 年 10 月から開校されました。それで、このとき自治大学校は自治体学校という名前で寮はありません。俗に言う地方公務員の方々は自分たちで下宿を探すなり、普通大学と全く一緒でどこか住むところを見つけて通うか、見つけていただくという状況でございました。

それで、国の方に寮をつくってくれ、寮をつくってくれという話がたくさんきたのですが、国としても地方公務員の住むところに国費を充てるわけにはいかない。これはあくまでも地方団体さんたちが自分たちの中でやりなさいという話になりまして、昭和 32 年に全国知事会、全国市長会、全国町村会、こちらの 3 団体が出資しまして財団法人自治研修協会をつくりました。これは、寮をつくるための財団でございます。要するに、地方公務員たちが福利厚生のために近くに寮が欲しいじゃないかということで、地方団体 3 団体がお金を出資してこの寮をつくったところでございます。したがって、国費は使わないということで、当然維持管理費も使わない。国がやる仕事ではないということでございました。

それから、麻布時代に国に寄附するという形で寄附されました。国に寮を寄附されたのですが、当然国の事務ではないということで地方公共団体がそのまま維持管理・運営をしていく。自分たちの責任でやってくれということになりました。

それで、先ほども申し上げましたとおり、62 年、63 年に、1 機関は必ず外に出ろという話で、私どもは出たくはなかったのですが、国の施策ということで出ろということでしたので、わかりました、出ますという話になりました。

ただ、当然寄附した土地についても売却して、その売却益で新しいところをつくるということでございますので、当然寮についても前にあったのと全く同じ感じでつくってくれと、当然寄附したわけですし、新しいところに自分で勝手に行くのではなくて国のあれで行けと言われたので、全く同じものをつくってください。麻布で広尾駅から 5 分のところの土地ですので、莫大な金が入ってきているはずでございます。特会になっているのでちょっと私どもはわからないんですけども、

多分あれをつくった以上の金が入っているとは思いますが。

いずれにしても、そういう考え方で私どもは、寮はあくまでも国有財産ではあるが、これは地方自治体の職員が研修を学ぶために自分たちが福利厚生のためにつくったものであるということでございますから、これについて国費を入れるという考え方は全くない。それで、あくまでも国は国有財産になったので、それについてはそのまま使わせるが、それは自分たちで財政もやりくりし、どこと契約するかもやりくりし、国は全く関与しておりませんでした。

それで、今回入札制度が変わるということで、もちろん庁舎管理もすべてちゃんと面積割りで割って向こうに払っていただいていたわけでございます。今回はやはり入札に変わって、国有財産であるという観点から言えば庁舎管理については国がやるのがいいのかということで財務省にお願いをして、庁舎管理部分について国費をくれと今、言っております。これは予算編成過程でどうなるかはわかりませんが、一応付けていただくということで私どもは考えているところでございます。

そういうことが財団との関係で、私どもはなぜ財団にさせているかということ、やはり3団体の意思ということで、3団体、要するに出す側ですね。お金を負担する側の代表者が財団法人地方自治研修協会の中で理事、評議員すべてやっております、そちらで監視しながらやっているということなので、私どもはどこと契約してもいいので、契約という言い方は変ですが、私どもは契約と言っても委託契約と言いますが、国の事務を業務委託する場合は当然国として責任を持つので金を出します。これは業務委託でやってお金がゼロというのは、これはあなたたちにお任せしますから自分たちで勝手にと言うとあれですが、自分たちでやってください。国としては関与しません。ですから、業務委託という形で向こうでやっているわけであります。

ただ、財団とやるのがいいのか、ひょっとすれば3団体、全国知事会、市長会、町村会の方と契約するのがいいのか。これはまた考えてみようかなとは思っています。それらの意思を受けて今までやっていたのですが、今後はそれらの意思を聞いて、来年はどうしますか、文書でくださいね、次の年はどことやりますかということをやちゃんと聞くことにしようと思っております。

○小林副主査 すみません。時間も押しているので、財団が今やっていることを簡潔に言っていたくのと、実施要項（案）についての御説明をいただきたいと思えます。

○浅本課長 やっていることは先ほども申し上げましたとおり、私ども全く国費として関与しておりませんので、すべて自治業務については今は財団法人自治研修協会がすべて管理・運営をしているということでございます。

それから、管理・運營業務における競争入札実施要項（案）は基本的にはお示しいただきましたものに沿った形で私どもはつくっているつもりでございますし、変えるつもりも全くございません。それで、対象となるものが私どもの今やっております庁舎の施設の管理・運営、もちろん施設の点検等もございまして、法定点検でございますが、これらも含めて例えばエレベータの点検作業とか、消防点検とか、それらも含めてすべての管理・運営と、あとは清掃業務でございます。それから、警備業務ですね。それから、植栽につきましてこれらを一緒にいたしまして入札にかけていこうと考えているところでございます。

ほかに何か説明するようなことはありますでしょうか。

○事務局 あとは、サービスの質の点と、それから落札者の決定の基準のところの説明をしてください。3 ページの一番下からですね。

○藤巻自治大学校庶務課会計係長 「サービスの質の設定」につきましては、「施設利用者アンケート」と、それから「停電・空調停止・断水」を「サービスの質の設定」の利用基準を測るものとして設定しております。

施設の利用者と言いますと、その対象者としてはこちらの施設を利用しております研修生、それから実施時期につきましては研修ごと、回収方法につきましては研修終了時にうちの職員に提出、ほぼほかに研修ごとに研修の内容につきましては随時アンケートを毎回取っておるものですから、回収率は 100% というふうに考えております。

アンケートの案でございますけれども、そちらにつきましては要項の後ろの方に付けさせていただいております。

また、(イ)につきましては当然のことながら研修を行うに当たっては停電・空調停止とか断水、生活面について不備がないようにするというところでございます。

○小林副主査 落札者の決定方法についてはいかがですか。

○藤巻係長 落札者の決定に当たりましては、使用基準をまず満たしているものが基礎点として 200 点、それから加算の項目としましては業務の質に関する提案によりまして 40 点、また改善提案の内容について質の向上が図られているかという点につきましてそれぞれ 40 点です。

それから、うちは研修生がいるものですから、緊急時への対応ということが非常に重要になってくると思いますので、それにつきましても 20 点ということで設定をさせていただいております。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた実施要項（案）について御指摘をお願いいたします。

○原専門委員 今回の実施要項（案）ということで、これは一括一組織にすべてを発注するというお考えでよろしいわけですか。

○藤巻係長 はい。

○原専門委員 現状はどうなっているのでしょうか。

○浅本課長 現状は、すべて別々に入札しております。

○原専門委員 遠隔管理というのがよくわからないんですけれども、これはどういうものを指すんですか。3 ページの一覧の中に出ているんですけれども。

○藤巻係長 こちらは、その庁舎を管理しているところに中央監視室というものがございまして、そちらの方に常時庁舎を管理している業者が張り付いているところでございます。

ただ、夜間とかにつきましては当然人数を減らす方が効率的ということがございまして、別途業者の事務所が近くにありますので、そちらから遠隔管理をしているというところでございます。

○原専門委員 こちらの 35 ページの「6 遠隔管理による群管理センターとの連携」という項目で、ここに「当校舎の中央監視制御装置と同等以上の機能を 2 台以上有し相互バックアップするもの」云々とありますけれども、これは選定の要件に加えるという意味合いになるわけですか。

○藤巻係長 そうですね。

○原専門委員 これは、現実的に2台以上有し相互バックアップするものというところと……。

○藤巻係長 確かに2台という台数につきましてはどうかという議論があるのかもしれませんが、ただ、きちんとバックアップできるような体制をとっているということがこちらとしては一番の注目点でございます。

○原専門委員 そうであれば、特に2台以上保有しなくてもいいという理解になるわけですか。

○浅本課長 私どもも先ほど申し上げましたとおり、地方公務員を預かっているところでございます。何かあったら困るというのは当然御承知のとおりと思うので、やはり完璧を期するためには石橋をたたいてもたたいてもやるだけの国としての責務はあるのではないかと考えております。

ただ、2台本当に必要かどうかというのは、例えば2台は必要ないんじゃないですかというような御意見があれば、そこは直させていただきたいと考えております。

○原専門委員 懸念するのは、要はこれがすごく排他的な要件になって、現状請け負っている企業、もしくは団体が極端に有利になるような条件ではないかとお見受けできるので、そういうのは市場化テストとしては望ましくないのでは外されたらどうかと思います。

○浅本課長 ちゃんとバックアップのできる体制であることとか、そのように変えることは可能かと考えております。

○小林副主査 委員から意見が出る前に、先ほどこの施設自体は国のものになった。それで、施設の維持管理・運営といいますか、維持管理ということに関して国はどのような責任を負っているんだというふうにお考えなんでしょうかということをお伺いいたします。

今は、多分財団が入校経費というものを自治体が負う分、負担する分というのを納入して、それによっていろいろな施設の維持管理・運営についての支出をしているんだと思うんですけども、その上にスーパーバイザーというか、監視というか、上に国があつて自治体学校があつて、運営しているんだと思います。その点について、施設の維持管理・運営ということについて国がといいますか、自治体学校がどのような責任を負っているのかということについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○浅本課長 基本的には先ほど申し上げましたとおり、国として寮を持つかどうかという判断は、多分持たないという判断をしたんだと思います。それで、その中で地方公共団体がどうしても自分たちの責任において持ちたいということで持ったわけですから、ただ、それは国に寄附したからもうちは関係ないという話ではなくて、私どもとしてはそういう事務はないと考えております。

ただ、先ほども先生がおっしゃったとおり、庁舎を管理するという国有財産の庁舎管理ということと考えれば、運営というのは理念とか、そういうものをいつ変えてとか、部屋の駆除をいつやるかとか、そういうものについては地方公共団体さんの方にお任せしますから、自分たちで決めて自分たちの責任においてやってくださいねということだろうと考えております。

ただ、庁舎管理については、やはり国の国有財産としての庁舎を管理するというところについては国費でお願いしたい。今まで国費でなかったわけです。これも皆すべて地方公共団体さんの方が負担していたので、ここだけについてはどうかお願いしたいということで財務省に掛け合ってい

るところでございます。

○逢見副主査 事務局の説明では、寮の清掃、警備、監視業務については自治大学校の契約に一本化して、経費も自治大学校が負担するという方針である。したがって、今回の実施要項はその部分が含まれているというふうに理解しているんですが、今の説明だと寮の管理の部分には国は関与しないというつもりなんですか。

○浅本課長 寮の管理と言いましても、例えばの話、どこの部屋にだれを割り振るかとか、入寮のオリエンテーションをすとか、入寮した際にこういう細かい点に気をつけてくださいとか、こういうものはすべて地方公共団体に私どもはお任せしたいと思っております。要するに、国の事務ではない。それは寮を国がつくって寮生を預かるというのではなくて、寮に入る人たちはあくまでも地方公共団体さんたちの福利厚生としてやっている事業でありまして、国としてその中に入るつもりは全くありません。

ただ、先ほど言いました庁舎管理というのは、植栽とかというのはもともとないのでございますけれども、あとの警備とか、清掃とか、施設の点検とか、そういうものにつきましては国の施設として管理はやらなければいけないと思っておりますので、今回財務省の方に今まで付けてもらっていなかったもので、付けていただきたいということでお願いしようと思っているところでございます。

○逢見副主査 そうすると、国有財産である寄宿舍についても管理責任はあるということなんですね。そういう認識の下に今の説明が成り立っているわけでしょう。

○浅本課長 そうでございます。国有財産として、管理は当然国がやるべきものだと考えております。

○逢見副主査 そうすると、できるだけ管理コストを軽減して効率化を図らなければいけない。だから、市場化テストの中で当然サービスの質は維持しながら、しかしできるだけコストを軽減しようという枠の中に入るわけですね。それが、この実施要項でどういうふうに出てくるのかというのが、作業内容は非常に細かく指示してあって、中には洗剤等まできちんと指定しているところがあるんです。

そうすると、余り民間の事業者が創意工夫をして管理を低コストでやろうという部分はなく、ほとんどきちんと指定されてしまって、そういう部分の創意工夫の余地というのはないような中身になっているんです。そこはどうなんですか。

○浅本課長 私ども先ほど申し上げましたとおり、入札を1本ずつ今までやってきたわけですが、今やっているのはほとんどうちで今やっている入札のときの仕様書と基本的に一緒です。

それでも清掃業者が変わったりすれば、やはり行き届かないということがありますので、これをもう少し雑駁にすると清掃などは多分3日に1回やったらいいとか、そんなに汚れないところもございまして、そんなものは1週間に1回でいいのかとか、勝手に決められても汚れていなければいいんじゃないか。汚れていなければという言い方は変ですけども、多少の汚れならいいんじゃないかとか、そういうことでは困るので、やはりここは週に何回やってくれとか細かい指定をしないと業者が変わる度に、今はきれいにしてもらっていますが、前の業者のときはまだ汚れている

など、自分でごみを取ったりしていたこともあったので、そうは言ってもどこまでがいいのかというのはよそも見ながら検討してみたいとは思っております。

○逢見副主査 今やっている部分をそのまま仕様書にしているわけですね。だから、結局、今いる業者がそのままやっていたらいい。そこに競争原理を入れるという感覚が全然なくて、今のままがそのまま仕様発注になっているというイメージなんです。だから、それは競争を排除していることになるんじゃないかと思うんです。

○浅本課長 今、ずっと取っているところはそんなにないです。清掃も毎年変わっています。庁舎の管理というのは変わっておりませんが、清掃についても植栽についても警備についてもすべて変わっております。1社がずっと独占したことはありません。今の状況で、毎年入札で変わっております。

○逢見副主査 毎年変わっているんですか。

○浅本課長 変わっております。毎年というか、植栽は3年くらいで、うちができて5年ですが、警備は2、3回変わっています。清掃も去年変わって、その前も変わっていたり、ほとんど替わっております。施設の管理だけはできたときから一緒ですけれども。ほかのところはすべて違うところが入札で取っております。

○小林副主査 例えば、25ページにある委託費の内容のところ、19年度で1億2,800万くらいでしょうか。この部分というのは今まではこれプラス教材の実費だとか、いろいろなことが入校費となっていたんですか。25ページの実施経費のところですけども。

○浅本課長 25ページの実施経費の……。

○小林副主査 何年でもいいんですけども、この実施経費はどこから出ていたんですか。

○浅本課長 これは、先ほども申し上げましたとおり、自治大学校の部分については国費から出していました。それで、自治大学校の先ほど言った寮の部分については地方公共団体から出してもらっています。

○小林副主査 寮の部分というのはどのぐらいの割合だったんですか。

○浅本課長 大体25%前後だったと思います。

○逢見副主査 何に対しての25%ですか。

○浅本課長 全体の自治大と寮とすべて含めた面積の25%分が寮になりますので、その部分を出してもらっています。

○逢見副主査 トータルの管理運営費の中の25%部分は寮に充てられて、そこは自治研修協会がと。

○浅本課長 自治研修協会と言いますか、要するに入る人が負担しているということです。寮に入られる受益する人たちが払っているということでございます。

○逢見副主査 それで、今回寮の清掃、警備、監視業務を国費から出すというときにそれはどのくらいになるんですか。

○浅本課長 19年度で申し上げますと1億2,800万円あれば、これの25%を今、地方負担として出してもらっているの……。

失礼しました。これは国費だけでございますので、これに26%足したくらいの金額を国費として

出すという形になろうかと思います。

○逢見副主査 それだと全部出てくることになるんですか。もう入校経費で出てくる負担部分はないと。

○浅本課長 この入札に関わる部分はないということです。

○逢見副主査 入札に関わるものではないです。全体です。

○浅本課長 先ほども申し上げましたとおり、職員は寮の中に張り付けておりますので、そういう経費とか、これらは残りますので、これらについては当然地方公共団体が負担してもらう。リネン業者との契約とか、あとは宅配便とかがきます。寮には最高 350 人くらいいますので、宅配便の管理もしくは郵便物等の仕分け作業をして各部屋にまいたりという作業がございますが、これらについては国費で賄うものではない。先ほども申し上げましたけれども、これらについては自分たちの経費の中で自分たちでやってねという世界に入っているかと思っています。

だから、あくまでも庁舎管理という概念、国有財産としての庁舎を管理しますという部分について国費を充てましょうということでございます。

○逢見副主査 すると、今の寝具の交換、郵便物の受領等のためにその人件費は残る。そこは入校経費の中でカバーする。それはコスト高になりませんか。何でそこは今回見なかったんですか。全体として見た方がコストは安くなるんじゃないですか。

○浅本課長 それは地方公共団体の仕事ですので、私ども国の仕事とは思っておりません。ですから、地方公共団体さんたちが自分たちで工夫をされて安くするならば安くされればいいし、私どもはあくまでも国費を全く使わないわけですから、口を出すところではないと思っております。

○逢見副主査 キャンパスを見ると、自治大学校の中に寄宿舍があるわけでしょう。これは国有財産なんでしょう。それで、何で口を出してはいけないとか、そういう話になるんですか。何か治外法権がそこに生じているみたいな感じがしますけれども。

○浅本課長 先ほども申し上げましたとおり、自治大学校というのはあくまでも高度な研修をさせる機関ですということで発足しております。それで、寮をつくるつもりは国としてもなかったわけです。

○逢見副主査 過去はいいんだけど、立川の中には国がつくった寄宿舍があるわけでしょう。

○浅本課長 それは当然、今までの既得権ではないですけども、寄附されたところを売ってくるのに、今度は寮はつくりませんというわけにはいかないの、それは既得的なものがあると思います。それだったら向こうを売るときに一回返して、その分の金を返して向こうでつくれということになろうかと思います。

○小林副主査 自治大学校が持っている施設の管理・運営というのが今、出ているわけですけども、それは自治大学校のミッションがあるわけですね。

ミッションというのは、つまり自治大学校の使命として地方公共団体の職員の方、あるいは中堅の管理者の方などに研修をさせて、それで能力を高めて地方自治の高揚に努めるみたいなどころがあるわけですね。その中で、その施設としてこの自治大学校を持っているという理解でいいですよ。

そのときに、もちろん実費として地方公共団体が負担すべきものというのはあると思うんですけども、それは実費部分として別に独立してあるわけではなくて、研修業務が円滑にいくための施設の管理・運営といったところにコミットして、すごく密接に関係して存在しているわけだと思うんです。

だから、それを入寮費でしょうか、入校費として財団が持って、それで今までそれに関わる部分というものを委託したか何かで支出していたということなんだけれども、それもやはり国の業務の中の一体として存在するという位置付けになったと考えられますね。

考えられないですか。考えられなければ、これは民間競争入札に付すということの意図が全然違うわけですね。

○浅本課長 先ほども申し上げましたとおり、寮というのは私ども国として行う事業ではない、事務ではないと思っております。要するに、地方公務員の方たちの福利厚生のために建っているものであって、先ほども言いましたように寄附という形で国有財産になりましたけれども、これを管理・運営するのは何とか経費とか言いますが、これはうちは全く関係ない話で、こうしなさいともあましなさいとも言わないわけです。

これは、地方公共団体3団体がどういう形でお金を集めて、どういうところと契約して、どういうふうに運営していこうかというのは彼らの事務でありまして、国の事務ではない。私どもは逆に口を出すのであれば国費を出せという話になろうかと思えますし、今まで国費が出ていないということは国の事務ではない。

逆に国の事務を地方公共団体に渡していたというのであれば、これは法律違反になります。国が地方に負担させているということになりますと、これは法律違反ですのでまかり通りませんということでございますので、基本的には地方公共団体さんたちがどのように運営していくか。金の集め方は公費として集めるのか、負担費で集めるのか。それは、私どもは関知しないところでございまして、どういう集め方をするかというのは地方公共団体さんが自分たちの責任において、それもちゃんと出される地方公共団体の人たちが説明責任を持って、いかに安くするか。

安くなれば当然出す側の地方公共団体の負担が軽くなるわけですから、その辺は自分たちで努力して、私ども財団法人と必ず契約しなければいけないとは思っていませんので、地方3団体さんがこの団体は安いからここでやってくれということであれば、私どもはいつでもそこに管理・運営を委託するつもりでございます。

○小林副主査 だから、ここで委託に出しているといった設備監視とか清掃業務とかというのも、これは国で面倒を見るんだという話で整理されているんですけども、実際にはここで書いている入寮受付とか退寮の説明、寝具等の交換とか郵便物とか何とかというのも、業務としては一体のはずなんです。だから、業務として一体のところを何でそこだけ切り分けて、それは地方公共団体の責任だからとやっているのかというのがわからないんです。

○浅本課長 先ほどもあれなんですけれども、庁舎管理というのは要するに財産を守らなければいけないという概念があるので、私どもはそこについては国としてやりましょう。それ以外のものについては、郵便物を受け付けましょうというようなものは庁舎管理とは全く関係がない。要するに、

国の財産を守らなければいけないというところから言うと全く異質のもので、これはあくまでも受益を受けるといいますか、そちらがやる話で、国がそこまで金を出して、俗に言う地方がやらなければいけない仕事を国が受け取って、ではうちがやりますからという話にはならないと思います。

これは逆行している話で、国の事務を増やして地方公共団体のあれからお金をもらおうとか、そんなことでは逆におかしい話であって、あくまでも国の事務と地方の事務というのは整理しなければいけないと思っております。

○小林副主査 事務の整理の問題と、業務の効率化の問題というのをどうも混同なさっているように思えるんですけども。

○浅本課長 それはしょうがないと思います。国と地方でございますので、そうおっしゃるのであれば国と地方がばらばらでやっているのはおかしいじゃないか。国も地方も一緒にして入札した方が いいじゃないか。それはやはり違うと思うんです。国と地方は違いますから、あくまでも国の部分は国が行う。地方がやらなければいけないものは地方がやる。これは地方分権ではないですけども、地方と国の財政の一般論でありまして、これを一緒に絡げて、そうした方が効率がいいとおっしゃっても、これはなかなか財政法上は無理があるかと思えます。

○原専門委員 ポイントは、その効率のところのジャッジチェックをだれがやるのかということで、自治体がそれをできるわけがない。そうだとしたら、それをおやりになるのが自治大学校さんの役割だとすればその効率化も含めて、一番見えていらっしゃるのではないかということなんです。

○浅本課長 先ほども言いましたように、国が事務として金も出していないので、それを地方公共団体が、これは効率が悪いからやめてくれと。

問題が起きて、例えばお金がどこかにいっちゃったとか、そういうことをやっているのならば、これはちょっと改善してと言えるんでしょうけれども、それは地方は地方で独自に自分たちの業務については当然見直して、どういうやり方が安いのかということは考えてやられるわけで、私ども国からこうした方がいい、ああした方がいいよと言ってはいけないことに今はなっております。

ですから、この辺についてははっきり、お宅の事務はお宅でやってください。国としてやらなければいけない事務は国がやります。その国がやらなければいけない事務の中でいかに効率よくやるかということを今、考えていることであって、地方の事務まで取って、この方がもっとも効率がいいですよと言われても、国と地方があれが違いますから、分けて考えるしかないと思います。

○原専門委員 現実になんかに運営していく上で明確に分けて実行できるものなんですか。こういうのは一体化してくるんじゃないんでしょうか。

○浅本課長 ちゃんと分けております。今まで、寮部分と庁舎管理も分けてきましたから。ですから、できないことはないと思います。管理自体も今までやってきたわけで、過去に会計検査院が毎年入っていますけれども、このやり方は当然入札も見えていますし、悪いと言われたこともないです。

ですから、先ほども言いましたが、本当に割り切れば庁舎管理も私は向こうにやらせてもいいのかなとは思っているんですが、国有財産としてなった以上は、国の財産を守るという観点から言え

ば、やはりそこまで地方に任せるとするのは間違っているんじゃないかなということで、庁舎の管理、国有財産を守るということで、そこは国として責任を持ちます。その代わり、それ以外のものについては口出しするつもりも全くないし、国費を入れてきていないわけですから、それ以外については配達物を3日に1回配るかどうか。それは向こうで決めてください。毎日配った方がいいのかであれば配ります。だから、毎日配備した方がいいのか。3日に1回配備した方がいいのか。それらについては、地方公共団体でお金を出される方が自分たちで決めればいい話であって、私ども国が一々とやかく言う問題ではないと思っております。

○原専門委員 現状はその業務に携わる人とか、その業務の内容については全くノータッチであるというわけですか。

○浅本課長 はい。当然私どもノータッチです。

○小林副主査 では、その利用者から金銭を徴収して利用者へのサービスの対価とする方式というのは、自治大学校の寮の清掃、警備、監視業務については負担にするとはいったけれども、それは利用者に対するサービスではないという位置付けなんですね。

○浅本課長 利用者に対するサービスですので、これは先ほども言いましたように国の事務ではない。地方公共団体さん、要するに出す側さんが考えてやってください。別に公費を取れとか何とかと言っているのではないんです。もし3団体が自分たちで金を出して、要するに公費は必要ないというやり方もあるかもしれない。それは地方公共団体さんたちが考える話であって、どういう取り方をするかというのはそちらの方で決めて負担していると思っております。

○小林副主査 サービスの質というのも、別にそれは利用者のサービスについて測定しなくてもいいという位置付けになるんじゃないですか。

○浅本課長 国がお金を出すということであれば、庁舎管理についてはそうしないといけないと思います。それ以外については、それは国としては責任を持っていないわけです。当然国費を出していないわけですから、国としての業務ではない。国としての業務ではないということは、地方公共団体さんたちが自分たちでやっている中で、サービスが悪いのであればサービスが悪いという形で3団体の方に文句がいくでしょうし、どのようにやっていくかというのは自分たちで決めてくださいねという話でございます。

○小林副主査 そのように切り分けをしていくというのは、公共サービス改革法の趣旨としてはコストを下げて質をよくするというのが国民のために必要であるということですね。それで、地方公共団体に御承知のように財源の調整ということがされているわけですね。つまり、不交付団体もありますけれども、国からもお金が出ているわけです。ですから、全部国のお金なわけです。

その意味で言えば、地方公共団体に任せてやってください。そこで最適化してくださいと言われても、全体として最適化しなければ国民はハッピーではないですね。

○浅本課長 そう言われますと、すべて地方公務員の事業、地方自治体の事業は国が関与するという形になりますね。

というのは、あくまでもこれは義務的に課しているわけではなくて地方公共団体さんたちが自分たちが手を挙げてきているわけです。ですので、一律にという意味ではなくて、あくまでも国の仕

事と地方の仕事というのは切り分けをしない限り、一緒にやるということは基本的にあり得ないと私は考えています。

○小林副主査 では、上の団体であるところの国としてこれを運営することの意味、つまり説明責任はどこにあるんですか。つまり、自治体の方の研修をして、その能力を高めるということがミッションであるとするれば、全体としてこの業務が関わっているわけですね。それを切り分けて非効率にしながらやっていくということの説明はどういうふうにするんですか。

○浅本課長 当然、私どもは説明していくと思います。それで、先ほど言いましたように寮の部分についてはあくまでも地方公務員の福利厚生ですので、これは別な問題であって、ではその寮のサービスがどうかというのは地方公共団体さんの方に言ってもらう。要するに、国費が入っていないので、国がそこまで責任を持つつもりはありません。

庁舎の管理部分はうちが責任を持ちますけれども、地方公共団体が行う事務については地方公共団体の方で責任を持って説明をしていただくということになろうかと思います。国が説明する必要は全くないと思っております。

○原専門委員 おっしゃる点も、もちろん切り分けは大事だと思いますので重要だと思いますが、反面、どう全体の効率化を求めていくか。

その意味で2つ懸念点があって、1つはその切り分けは本当に正しいのかということです。例えば、さっきおっしゃった寮の設備に関わる部分でも、現実的には今まで地方に負担させた部分があったということです。ということは、それは完璧ではなかったもので、まだその見直しが我々から見て懸念があるので、例えばほかにどんな業務があって、それに対してのジャッジの明確化、これは正直この資料と今の御説明からだけでは見えないので、それは懸念点の1点です。

2つ目が、先ほどのお話の中でも、この案で余り変えるつもりはないというコメントがありましたけれども、そもそも例えば入札参加資格とかが本当に公平に行われているか。例えば、さっきの監視センターの機械の話を取っても、我々第三者は客観的に見ると、それはやはり既得権を持って、もしくはそういう設備を既に持っているところが有利になるという誘導ではないかという懸念点があるわけです。

その2つが払拭できないと、なかなかすっきりしないというところです。

○浅本課長 最後の方につきましては、私は意見をいろいろ聞かせていただいて、それに合わせた方がいいものについては合わせるつもりはございます。

それで、初めの方でございますが、庁舎管理も含めて今までやっていたということですが、これが絶対間違ったかどうかというと、今でも私は間違ったかどうかはわかりません。ただ、今回こういうふうにすると明確になるのは事実だと。

ただ、これが本当にいいのかどうか。今までのものが本当に悪かったのか。今まで指摘を受けていないということは、それはそれなりにやってきたんだろうと思っております。

ですから、今回は庁舎管理ということでございますので、そこについては一応国費を入れさせてもらう。それで、今までやってきた中で先ほども申し上げましたとおり、では今から寮の管理をうちが取り上げるということになると逆行ですから、要するに国が地方公共団体がやっている事務を

国によこせ。ではおれがやるからという話はおかしいと思いますので、そこについては今までどおりの考え方で私はいいのではないかと考えております。

○逢見副主査 まだ理解できないんですけれども、要するに残っている業務というのは郵便物の受領とか寝具の交換立ち会いとか入寮受付、退寮説明、これが地方の事務であって国は一切関われないとか、そういう仕分けではなくて、現実にごみを収集したりするのは寮の清掃としてやっているわけでしょう。そうすると、そこは業務としては一体と考えた方が効率的ではないかと思うんです。

○浅本課長 ごみについても、寮のごみは当然向こうで払ってもらっております。電気代、ガス、水道もすべて寮で使っているものは向こうで払ってもらっております。

それプラス、要するに公費、先ほど言いました公費を集めて管理する業務というのもございます。これは国ではやっていません。当然向こうでやっております。公費と言うのか、負担金と言うのか。これについても公金を扱うわけですから、公金をちゃんと各団体から集めて、各団体から集めた金を管理していくという業務も当然やっているところでございます。

○逢見副主査 51 ページに「ゴミの収集」で、寄宿舍の宿泊室とかとあるでしょう。吸い殻は寄宿舍内部でしょう。この「ゴミの収集」は国費じゃないんですか。

○浅本課長 寮については国費ではありません。

○逢見副主査 そうすると、そこは自治研修協会で集めた金を自治大学校が受け取ってここに委託費として業者に払うというわけですか。

○浅本課長 別々に請求してもらっているはずですよ。

○逢見副主査 今回のこの実施要項は一括して支払うんじゃないですか。これも委託業務に含まれているんでしょう。

○浅本課長 すみません。ごみはこの中に入っています。先ほど言った電気代とかガス、水道、光熱費、これらについては入っていません。

○逢見副主査 そうだとすれば、何でこれが国の仕事でこちらは地方の仕事だと、寮の中の業務がそうやって線引きされるんですか。一つの国有財産なんです。自治大学校の施設の一部なんですよ。

○浅本課長 考え方は、国としてやる事務なのか、それとも地方公共団体が負担しなければいけないのかというところにあるんだと思います。

というのは、いきさつを御承知のとおり、うちは高度の研修をするというのが基本でございまして、もともと高度の研修をするのに通って来てくれればいいということでございまして、それを無理やり地方公共団体が自分たちが不便だからということで、ではおれたちが寮をつくるからとつくったものでございます。したがって、これらについては国としての業務ではない。これはあくまでも地方公共団体さんたちが自分たちの責任で、自分たちの利便性のために行った事業であると思っております。

したがって、もしもこれもすべて国がやれということであれば、当然その分の国費がかかりますから、その見直しをしたとして、多分財務省等からはそれは国の事務ではない。国の事務ではない以上、国費はあげられませんかと言われると私は思っております。

○小林副主査 もう時間でございますので、この辺りで今日の審議を終了したいと思いますけれども

も、これが民間競争入札の案件として取り上げられているということの御趣旨をよくお考えになっていただいて、更に検討していただきたいというのが入札監理小委員会としての意見だと思います。

結局、公費を使って運営されているというか、国有財産の中で運営されているわけですから、その中の業務といたしますか、管理・運営業務というものを効率化していくということと、それによって便益を受ける利用者の方々に品質を満足していただくということ、質を上げるということ自体が重要なわけで、そのためにどういうふうに業務というものを考えていくのかというのが公共サービス改革法の趣旨ですから、その点をよくお考えいただきたい。それをよくお考えいただければ、国民にとって、国民のお金を有効に使うということで説明責任は果たせると考えますから、よくお考えいただきたいと思います。事務局から確認すべきことはございますか。

それでは、本件についてはしかるべき立場の方に御出席いただいて改めて審議を行いたいと思いますので、総務省におかれましては本日申し上げた指摘事項について鋭意検討して事務局と調整いただくようお願いいたします。

各委員におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら事務局の方にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日はありがとうございました。